

朝日町農業委員会議事録

1 開催日時 令和6年10月8日(火)午後4時00分～午後4時20分

2 開催場所 朝日町役場 2階 第1会議室

3 本委員会に出席した委員(13名)

農業委員		
1番	大森	憲一
2番	山岡	知博
3番	弓野	良子
4番	青木	清美
6番	大濱	秀弥
7番	折谷	秀幸
8番	荒尾	和彦
9番	高嶋	香織
10番	清水	智也
11番	中野	義博
12番	清水	正雄
13番	大森	裕一
14番	石原	孝之

4 本委員会に欠席した委員(1名)

農業委員		
5番	水島	英樹

5 説明者 農業委員会 事務局長 平坂 昌美
事務局長 山崎 康治

6 本委員会に付議された議案等の件名

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
- (2) 議案第2号 非農地通知申出の件
- (3) その他

7 会議の内容

事務局 本日は、お忙しい中ご出席を賜りありがとうございます。
ただ今から、10月の農業委員会定例会を開会いたします。
それでは、はじめに、荒尾会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (あいさつ)

会長 それでは、これより、10月の農業委員会会議を開催いたします。
はじめに、会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第19条第2項の規定により4番 青木 清美 委員、6番 大濱 秀弥 委員を指名します。

それでは、これより、議案に移ります。

会 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」を上程いたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 皆様、お疲れ様です。
どうぞよろしくお願ひいたします。
それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」について、ご説明いたします。

議案書は、1ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、意見を求めます。

令和6年10月8日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦

今回の申請の概要ですが、許可申請件数は2件で、申請面積は2,918.61㎡です。

続いて、各申請についてご説明いたします。

1番 譲受人は朝日町東草野〇〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

1番 譲渡人は富山市磯部町1丁目〇番地〇〇-〇〇〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇さんです。

申請農地は朝日町浜草野〇〇〇番、地目は畑、1筆、合計256.00㎡です。

権利の設定としては、「譲渡人の要望による」となります。

荒尾和彦委員、高嶋香織委員より、意見書をいただいております。

2ページ左側をご覧ください。

申請地は、泊地区浜草野地内、譲受人の自宅から約200m、車で約2分圏内の距離に位置しております。

次に、許可基準についてですが、全部効率利用要件としては、現在譲受人は同集落内で耕作しており、申請地についても譲受人より借受け、耕作をしており、今後も適正に管理・耕作されると思われまます。

農作業従事要件については、議案書に記載のとおり、農業従事者がおります。

地域調和要件については、譲受人は申請地に自家用野菜を栽培する予定としており、特段、周辺の農地等の農業上の利用や確保に影響は及ぼさないものと思われまます。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと思ひまます。

議案書は、1ページをご覧ください。

2番 譲受人は朝日町笹川〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

2番 譲渡人は石川県白山市明島町春〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇さんです。

申請農地は朝日町元屋敷九ツ谷〇〇〇〇番外24筆、地目は田が21筆、畑が4筆、合計25筆、2,662.61㎡です。

権利の設定としては、「譲渡人の要望による」となります。

折谷秀幸委員、石原孝之委員より、意見書をいただいております。

2ページをご覧ください。

右側には、大字元屋敷の申請地①から⑩までの位置を示しております。

3ページをご覧ください。

左側には、大字笹川の申請地⑫から⑯までの位置を示しております。

右側には、大字横尾の申請地⑰から㉔までの位置を示しております。

申請地は、泊及び笹川地内、譲受人の自宅から約2km、車で約10分圏内の距離に位置しております。

次に、許可基準についてですが、全部効率利用要件としては、現在譲受人は同集落内で耕作しており、申請地については、自家用野菜の栽培や梅などを植えることを計画されており、適正に管理・耕作されると思われま。

農作業従事要件については、議案書に記載のとおり、農業従事者がおります。

地域調和要件については、譲受人は申請地に自家用野菜の栽培や梅などを植えることを予定しており、特段、周辺の農地等の農業上の利用や確保に影響は及ぼさないものと思われま。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと思いま。

議案第1号は以上でございます。

よろしく願いいたします。

会 長 議案第1号の1番の議案につきまして、審議したいと思いま。
私の方から意見を申し上げます。

会 長 申請地は、農道と海岸防潮林に挟まれた場所にあり、隣接する農地がない農地です。
相当以前より、譲受人が譲渡人より当該土地を借り受け自家用野菜を栽培していま。

この度、譲渡人より譲渡の申し入れがあり、譲受人はそれを受け、権利の移転後も、引き続き申請地で自家用野菜を栽培すると聞いていま。

このことから、この案件は、適当と判断しました。

会 長 次に、高嶋香織委員から意見をお願いいたします。

高嶋委員 事務局や荒尾会長から説明のあったとおりです。

譲渡人は、以前より申請地を借り受け、自家用野菜を栽培していることから、今後とも、適正に管理・耕作されるものと思いま。

会 長 議案第1号の1番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第1号の1番の議案につきまして申請どおり許可いたします。

会 長 次に、議案第1号の2番の議案につきまして、審議したいと思います。
折谷秀幸委員から意見をお願いいたします。

折谷委員 譲渡人は、笹川で夫婦2人暮らしをしておられましたが、奥さんが亡くなられたため、娘さんがおられる石川県白山市に転出されたことから、譲渡人が所有していた家屋と農地の売却を進めておられました。

農地については、親戚である譲受人に話をしたところ、譲受人が承諾され、今回の申請に至ったものです。

譲受人は、高齢ではありますが、息子さんもおられることから、適正に管理されるものと思い、適当と判断しました。

会 長 次に、石原孝之委員から意見をお願いいたします。

石原委員 譲受人については、私もよく存じており、集落内でも適正に管理や耕作をされていることから、問題ないと思います。

会 長 議案第1号の2番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第1号の2番の議案につきまして申請どおり許可いたします。

会 長 次に、議案第2号「非農地通知申出の件の件」を上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局 4ページをご覧ください。

議案第2号「非農地通知申出の件」、次のとおり非農地通知の申出がありましたので意見を求めます。

令和6年10月8日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦

申請人は、朝日町南保町〇〇番地〇、〇〇 〇〇さんです。

申請地は、蛭谷字櫻平〇〇〇番、〇〇〇番の2筆、地目は田で、計1,351㎡、現況は山林です。

いずれの申請地も、森林整備「みどりの森再生整備事業」を活用して、奥山の公益的機能を向上させるために、非農地判断によって、地目を変更したいものであります。

5ページをご覧ください。

具体的に田の位置をヒモつけることができないので、概ねのエリアを記させていただいています。

申請地一帯は、山林化しており、農地に必要な水源の確保や現地へ向かう道も荒廃しており、農地に復元したとしても継続して利用することは困難であると判断しております。

農業委員会から非農地の通知を発行した後、地目を山林に変更されるものであります。

農業委員会として非農地として判断し、非農地通知の発行は可能と考えます。

以上、非農地通知の申出の件として、1件、田2筆、1, 351㎡となります。

よろしくをお願いします。

会 長 ただ今、説明のありました議案第2号の議案につきまして、審議したいと思います。ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定し、非農地として申請者に報告するとともに、農地台帳から削除することといたします。

会 長 予定しました議案等につきましては、以上で終了いたしました。続いて、その他に移ります。事務局から何かありませんか。

事 務 局 次回開催日について…11月8日(金)15:00～

会 長 その他に意見はありますか。

(意見なし)

会 長 それでは、特に意見もないようですので、以上を持ちまして10月の農業委員会定例会を閉会いたします。

みなさま、お疲れ様でした。

・午後4時20分に閉会する。

この会議録は、内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和6年 月 日

朝日町農業委員会 議長 荒尾 和彦

会議録署名委員

会議録署名委員